別表六(一)の表を次のように改める。

別表六（一）　所得税額の控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

平成28年1月1日前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細

区分		収入金額	①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額
		①	②	③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1	円	円	円
公社債の利子等	2			
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)	3			
集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配	4			
その他	5			
計	6			

平成28年1月1日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細

区分		収入金額	①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額
		①	②	③
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配	7	円	円	円
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)	8			
集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配	9			
割引債の償還差益	10			
その他	11			
計	12			
当期において控除を受ける所得税額 (6の③)＋(12の③)	13			円

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表六(一)の記載要領等第1号中「「所得税額　(8)」、「所得税額　(14)」及び「控除を受ける所得税額　(21)」」を「「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配　(7)」から「その他　(11)」までの「①について課される所得税額　②」及び「②のうち控除を受ける所得税額　③」に、「平成26年4月1日以後に開始する」を「法人の」に改め、同第3号を次のように改める。